

徳島県告示第三百七十五号

令和六年徳島県告示第百七十九号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一中「吉野川市美郷字大鹿二二四の一」を「吉野川市美郷字大鹿二二四の一」に改める。

三の(一)を次のように改める。

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。